（本號八頁）　（明治三十年一月一日第三種郵便物認可）　明治二十五年十一月二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千四百八十九號
明治廿五年十一月二日　水曜日
國曆壬辰九月十三日（戊、戌）
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一月以上	六月迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢	五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信をさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

難局の責任

明治十四年來政府の方針一變して官民の調和を失ひ遂に今日の難局を致したるは我輩の每度述べたる所にして其責任は自から歸する所なきを得ず帝國議會の如きは恰も此の難局の渦中に產れて難局をして益々難ならしめたるものなれば從來の當局者が每度對議會の處置に困難して自から苦しみながら別に銘工風のなきも決して無理ならず如何となれば今日の難局は議會の開けたるが爲めに非ず遠く其以前より馴致して益々その難を極めたるものにみそあれば單に議會の處置のみに就て硬と云ひ軟と云ひ種々の方策を運らすも其目的を達すり時に非ざればなり左れば從來の對議會の如きは如何なる手段を極むるも以て目下の難を解くに足らざれども現內閣當局の老政客は十四年來の責任を負擔せざる可らざるの身にして前內閣に代りて其難局を引受けたるものなれば自から之に處するの成算なきを得ず我輩は其人々の名望技倆に信を置て尙之に依賴せんと欲する者なり然るに近年來の擧動を見れば勉めて消極の方針を取り唯一時の安を謀るのみにして更に出色の政案なきが如きは或は政略の虛々實々にして前內閣の處置が現角民心を激せしめたる其善後の策として反對の熱情を緩和せんとするの趣意にてもわらんかなれども前に云へる如く政府が民論の反對を招きて議會との折合を得ざるは年來失策の結果にして前內閣の不始末の如き其反動として見る可きものなれば苟も事の本に立返りて事源を除かざる限り其假令ひ目前の小康を見るみとあるも根底の難を解きたるものとは云ふ可らず例へば撰擧干涉の處分の如き民黨の希望する通りに其事に濫疑ある地方官を悉く黜免するときは之に滿足して不平なきやと云ふに決して然らず地方官に果して干涉の實あれば其れに干涉せしめたるものは即ち政府なり假令ひ當局者に更迭ありと雖も其責任は今の政府も免る可らず當局者は宜く疏決する所ある可し云々と更に論歩を進め次第〳〵に難題を重ねて遂に際限なきみとならん現に品川前內務大臣が九州の漫遊中擧干涉の事を自白したりとて之を次期の議會の問題に提出す可しなど論ずるを見ても其用心の如何を知るに足る可し地租輕減、地價修正の問題の如きも亦れに異ならず若しも一時の緩和手段として其幾分を實行するが如きみともあらば大なる間違ひにして五厘減の實行は一分減の要求を促し西南地方の修正は東北地方の不平を釀すなど一たび水面に涙を擧ぐるときは其餘波次第に動搖して遂に底止する所なきに至る可し蓋し今の民間の反對論は其要求する所の幾分を得て滿足す可きに非ず多年胸中に鬱積して僅に抑へ來りし其不平憤懣の情を時に乘じて大に逞ふせんと欲する者にみそあれは此時に際して偷安姑息の小策は雪に反對の民心を緩和するに足らざるのみならず遂には獨立具眼の士人にも厭はれて政府立脚の地を失ふに至るの恐なきにあらず即ち我輩が前日の紙上にも述べたる通りなれば區區たる小策を止めにして思切つて決斷し今日の政局を老政客最後の舞臺と覺悟して年來蔓したる難局の病根を除き維新の勳功に始めり又終わらしむるみそ眞に男子の事なれと我輩の飽くまでも勸告する所なり王政維新の當初今の老政客の人々が政の樞機に參して時の廟謨を定むるに當り藩を廢して縣を置き天下の大權を擧げて中央政府の一に歸せしめ門閥の弊習を一掃して四民同等の新主義を取り政治は專ら簡易平直を旨とするを要ひたるは世人の今に記憶する所にして其精神は虛飾を除き實權を執り政令の出る所を一途にして陰にも陽にも之を敢て犯すみとなからしむるに在りしや復た疑ふ可らず然るに近年の有樣を見れば事全く反對にして族籍位記の沙汰新にして衣冠文物の盛なる恰も舊時の大名公卿を再演し舊門閥を廢して新門閥を起したるに異ならず唯徒に世間の功名男子をして羨望の政熱に煩悶せしむ可きのみ又人民に直接する小吏輩に變遷の伐倒なきを知りながら法令規則を頻發して蝟なく繁文の擊を驟したるが如き何れも大政の運動上に實益なくして空しく政府若しくは縣廳の府たらしむるに足る可し如何なる良政府と稱するものにても多少の怨望は免かる可らず固く政權を執て動くみとなく時に或は壓制の名を蒙るも執る所の方針は之を改めずして物論の外に屹然たるは我輩の贊成する所にして殊に立憲政體の初期に於て鉄ぐ可らざる要鍵なれば之が爲めに國中或る部分の爲を買ふみとあるも意に介するに足らず雖も施政上に益もなき衣冠文物を煩かし又は繁文を以て人心を煩はし却て大政の威嚴を損するが如きは我輩これを取らず當局者に於ても思ふて此に到らば必ず部見に符合するものある可し左れば今日の策は他なし唯維新當初の精神に立返り簡易卒直以て大政の實權を執り一切の虛飾を脫し一切の繁文を除き舊弊通の間に民心を收めて老政客の地位を固くし其有始有終の名譽を全ふせんみと我輩の希望する所なり

官報

○勅令
朕豈記印紙ヲ以テ狩獵及獵區設定ニ關スル免許料ヲ納ムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名御璽
明治二十五年十月三十一日
大藏大臣　渡邊國武
農商務大臣伯爵後藤象二郎

勅令第九十號
狩獵及獵區設定ニ關スル免許料ハ其金額ニ相當スル豈記印紙ヲ以テ當該官廳ニ差出スヘシ

●●●